

# 栗原市地震防災マップ

## 地域の危険度マップ 高清水・瀬峰地区

### 長町一利府線断層帯の地震の場合

○ この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(長町一利府断層の地震)において示された高さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化の影響を食めてどの程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○ 地震の発生の仕方によっては、被害の状況がこれよりも大きくなったり、小さくなったりすることがあります。

○ 長町一利府断層は、仙台市から利府町にかけて、ほぼ南北に延びる長さ約40kmの活断層です。約3000年に一度程度の割合で繰り返し地震を起こし、最後の活動は約2000年前ではなかったといわれています。マグニチュード 7.1の地震を想定しています。

**地域の危険度マップとは**

■ 地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、地震による建物被害(全壊・半壊)の発生率を予測し、地域ごとに色分けして表示したものです。震度別には、揺れやすさマップと併せて、地盤の液状化の影響を食めてどの程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○ 地震による死傷・けがの原因は何？

震度大震度での震害の大半は、建物による死傷・けがの原因です。建物による死傷・けがは、建物による死傷・けがの約70%を占めています。

○ 皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

**建物の耐震化が重要です。**

■ 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状がなくても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ドアあるいは窓を開けたとき、柱と柱との間に歪み(斜角)の隙間がある。
- ドアあるいは窓の建付けが悪く、建具の閉閉が歪みのために思うように開かない。
- 窓の鉄骨が歪み水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が凄くて感じる。
- シロアリの成虫(4枚羽根のついたもの)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪んでいる。
- モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

**家具の地震対策も重要です。**

■ 家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が倒れることなど、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れ、火災に巻き込まれたりすることがあります。耐震対策は地震に際しては、被害者の約3割にガラスの飛散や家具の転倒(落下)によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなのが考えられます。

- 家具や家電製品を倒壊防止器具で固定する。
- 倒壊防止器具の取付位置は、家具の重心より高く固定し、家具の重心をなるべく低くする。
- 家具の重心をなるべく低くする。家具の重心をなるべく低くする。
- 家具の重心をなるべく低くする。家具の重心をなるべく低くする。
- 家具の重心をなるべく低くする。家具の重心をなるべく低くする。
- ガラス窓には飛散防止フィルムを貼る。

**ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう**

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ、鉄筋の配置、必要な厚み、必要な土留、基礎の深さなどについて、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨次びみこみで鉄筋が錆びるなど変化が進行しているものもあります。(※ ブロック塀のみに適用される基準)

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学童をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。関係の工事物の管理責任者は所有者にあります。所有するブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。

**凡例**

木造建築物の全半壊率

- 0~3%
- 3~5%
- 5~7%
- 7~10%
- 10~20%
- 20%~30%
- 30%以上

※このマップにおいて、市の境界部等で、計算上、色の塗られていない箇所があります。

栗原市 建設部 建築性宅課  
TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の教地図50000(地図画像)及び教地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総機、第980号)